

CPA通信

2013年3月

Vol.68

平成25年度 税制改正

- ①法人税
- ②相続税・贈与税
- ③消費税

発行



経営改善に取り組みませんか。

島田公認会計士・税理士事務所

〒923-0938 石川県小松市芦田町2丁目12番地

TEL 0761-22-0043 FAX 0761-21-0243

e-mail info@ss-cpa.jp

URL <http://www.ss-cpa.jp/>

①法人税

1. 生産等設備投資促進税制（新設）

平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度

国内の生産等設備の年間投資額が次の①、②を上回る場合、生産等設備のうち機械装置の取得価額に対して、特別償却又は税額控除が適用できる制度。

- ①当期の国内生産等設備の取得価額 > 当期の減価償却費として損金経理した額
- ②当期の国内生産等設備の取得価額 > 前期の国内生産等設備の取得価額×110%
特別償却額・・・生産等設備のうち機械装置の取得価額×30%
税 額 控 除・・・生産等設備のうち機械装置の取得価額×3%（法人税額の 20%を限度）

2. 所得拡大促進税制（新設）

平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度

国内雇用者に対する給与等支給額が次の①～③を上回る場合、雇用者給与等支給増加額に対して、税額控除が適用できる制度。

- ①当期の雇用者給与等支給増加額 / 基準雇用者給与等支給額 ≥ 5%
- ②当期の雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額
- ③当期の平均給与等支給額 ≥ 前期の平均給与等支給額

税額控除・・・雇用者給与等支給増加額×10%（中小企業者は法人税額の 20%を限度）

※基準事業年度・・・平成 25 年 4 月 1 日以後開始事業年度のうち、最も古い年度の前年度

※雇用促進税制とは選択適用

3. 研究開発税制（拡充）

平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度

試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制について、税額控除の限度額を 20%から 30%へ引き上げる。

4. 環境関連投資促進税制（拡充）

平成 27 年 3 月 31 日までの期間に延長

太陽光発電設備、風力発電設備等の即時償却制度を 2 年間延長。また、対象設備に熱電併給型動力発生装置を追加。

5. 雇用促進税制（拡充）

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、増加雇用者 1 人当たり 40 万円（現行 20 万円）に引き上げる。

6. 交際費課税（拡充）

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度

資本金 1 億円以下の中小法人に対する定額控除限度額を 800 万円（現行 600 万円）に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（現行 10%）を廃止する。

②相続税・贈与税

1. 相続税の基礎控除引き下げ

平成 27 年 1 月 1 日以後の相続より適用

基礎控除 3,000 万円（現行 5,000 万円）

法定相続人 1 人当たり 600 万円（現行 1,000 万円）

2. 相続税の税率構造

平成 27 年 1 月 1 日以後の相続より適用

最高税率を 55%（現行 50%）へ引き上げ

遺産額が 2 億円超から税率引き下げ（40%⇒45%）

3. 贈与税の税率構造

平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与より適用

20 歳以上の者が直系尊属から贈与を受ける場合と、それ以外の場合とに区分され、直系尊属からの贈与については税率が緩和される。

4. 相続時精算課税制度

平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与より適用

受贈者の範囲に 20 歳以上の孫（現行推定相続人）を追加。

③消費税

1. 消費税率引き上げに伴う経過措置

平成 26 年 4 月 1 日以後の資産の譲渡等は新税率 8%が適用されるが、次の経過措置がある。

- ①工事の請負等
- ②資産の貸付
- ③役務の提供

平成 25 年 9 月 30 日までに締結した契約に基づき、施行日以後に行うものは旧税率適用

